

# 会 員 規 程

施行 昭和 63 年 10 月 1 日  
一部改正 平成 4 年 3 月 24 日  
一部改正 平成 5 年 10 月 21 日  
一部改正 平成 6 年 1 月 1 日  
一部改正 平成 6 年 7 月 7 日  
一部改正 平成 8 年 2 月 28 日  
一部改正 平成 13 年 12 月 14 日  
一部改正 平成 14 年 2 月 28 日  
一部改正 平成 15 年 2 月 28 日  
一部改正 平成 17 年 7 月 12 日  
一部改正 平成 20 年 7 月 29 日  
一部改正 平成 22 年 7 月 21 日  
一部改正 平成 24 年 4 月 1 日  
一部改正 平成 25 年 2 月 1 日  
一部改正 平成 25 年 12 月 18 日  
一部改正 平成 26 年 1 月 1 日  
一部改正 平成 26 年 3 月 4 日  
一部改正 平成 27 年 6 月 9 日  
一部改正 平成 28 年 1 月 1 日  
一部改正 平成 28 年 4 月 1 日  
一部改正 令和 4 年 12 月 15 日  
一部改正 令和 6 年 6 月 5 日

## (目的)

第1条 この規程は、定款第 42 条の規定に基づき、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下、「この法人」という）の会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (会員の種別)

第2条 定款第 42 条に定めるこの法人の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 定款第 40 条に定める加盟団体に加盟したゴルフクラブ。
- (2) 都道府県ゴルフ競技団体会員 定款第 40 条に定める加盟団体に所属した都道府県体育協会加盟都道府県ゴルフ競技団体。
- (3) 個 人 会 員 この法人の趣旨に賛同して入会した個人。  
個人会員は、次に掲げる会員をもって構成し、当該会員の資格等要件は、当該各号に定めるところによる。  
JGA プレミアム会員： 別表 2①  
JGA グリーンクラブ会員： 別表 2②  
JGA クラブ会員： 別表 2③
- (4) ジ ュ ニ ア 会 員 年齢満 6 歳より満 18 歳までの個人。
- (5) 賛 助 会 員 賛助会員は、次に掲げる会員をもって構成し、当

該会員の資格等要件は、当該各号に定めるところによる。

賛助会員 A： 別表 3①

賛助会員 B： 別表 3②

#### (入会の申込)

第3条 正会員としてこの法人に入会しようとするゴルフクラブは定款第 40 条に定める加盟団体に所定の入会申込書に必要な事項を記入し、申し込むものとする。

2. 都道府県ゴルフ競技団体会員としてこの法人に入会しようとする団体は、都道府県体育協会に所属することを証する書類を添付し、所定の入会申込書に必要な事項を記載してこの法人に申し込むものとする。
3. 個人会員としてこの法人に入会しようとするときは、別表 2 により、この法人に申し込むものとする。
4. ジュニア会員としてこの法人に入会しようとするときは、本人の親権者又は未成年後見人が、本人の代理人として、当協会が開設する WEB サイトのジュニア会員登録ページにおいて、募集要項に定めるところに従って、入会申込手続を行うものとする。
5. 賛助会員 A として、この法人に入会しようとする団体及び個人は、それぞれ所定の入会申込書に必要な事項を記入してこの法人に申し込むものとする。
6. 賛助会員 B として、この法人に入会しようとするゴルフ場を運営又は所有する団体は、所定の入会申込書に必要な事項を記入して定款第 40 条に定める加盟団体を經由して申し込むものとする。

#### (入会の決定)

第4条 正会員及び都道府県ゴルフ競技団体会員の入会は理事会がこれを決定する。

2. JGA プレミアム会員 (別表 2①参照) の入会は、定款第 40 条に定める加盟団体を經由してこの法人に送付された入会申込書を受理し決定する。この法人は、これを拒否する正当な理由がない限り、会員の入会を認めるものとする。
3. JGA グリーンクラブ会員 (別表 2②参照) の入会は、この法人にインターネットを通じて送信された入会申込通知を受理し決定する。JGA クラブ会員 (別表 2③参照) の入会は、この法人が認可したハンディキャップインデックス査定倶楽部 (以下「査定倶楽部」という) において J-sys (ハンディキャップインデックスの査定・管理システム) へ登録した通知を受理し決定する。この法人は、これらを拒否する正当な理由がない限り、会員の入会を認めるものとする。
4. ジュニア会員の入会は、この法人にインターネットを通じて送信された入会申込通知を受理し決定する。この法人は、これを拒否する正当な理由がない限り、会員の入会を認めるものとする。

5. 賛助会員(別表 3①及び②参照)の入会は、別表 3 所定の方法によりこの法人に交付された入会申込書を受理し決定する。この法人は、これを拒否する正当な理由がない限り、会員の入会を認めるものとする。
6. 入会申込書又は入会申込通知及びこれらに添付された関係書類等(以下「入会時書類等」という)から、会員としてふさわしいものと認められない個人又は団体であるとの法人が認めるとき、又は、これらの入会時書類等の内容に虚偽があることが判明した場合は、この法人は、入会を拒否できるものとする。

#### (入会の日時)

第5条 正会員の入会日は、定款第 40 条に定める加盟団体に加盟した日とする。

2. 都道府県ゴルフ競技団体会員の入会日は、理事会で入会が承認された日とする。
3. 個人会員の入会日は、入会事務手続きを完了した日とする。
4. ジュニア会員の入会日は、入会金及び初年度年会費の決済完了日の翌日とする。
5. 賛助会員の入会日は、会長がこれを決定する。

#### (会員の資格)

第6条 入会の承認を受けた者は、直ちに入会金及び当該年会費を納入しなければならない。

#### (入会金)

第7条 入会金は別表 1、2 及び 3 による。

2. いったん納入された入会金は、返還されない。

#### (会費)

第8条 会員は年会費を納入しなければならない。

2. 年会費は、別表 1、2 及び 3 による。
3. いったん納入された年会費は、返還されない。

#### (会費の使途)

第9条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の 50%以下を法人会計に使用することができる。

#### (会員の届け出義務)

第10条 会員は、次の各号に該当するときは、速やかに届け出なければならない。

- (1) 住所等の変更があったとき。
- (2) 代表者の変更があったとき。
- (3) 入会申込書に記載したコースレーティング又はスロープレーティングを有するホー

ル数に変更があったとき（賛助会員 B）。

（会員の資格の喪失）

第11条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年後見又は保佐が開始されたとき、あるいは破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第12条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。ただし、JGAクラブ会員については、査定倶楽部により、J-sys より登録を抹消された時点をもって退会とする。

（除名）

第13条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反するおそれがあるとき、及び違反する行為があったとき。
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 会員としてふさわしいものと認められない個人又は団体であると認められるとき。
- (5) 入会時書類等の内容に虚偽があることが判明した場合。

（団体の定義）

第14条 第2条(5)、別表3①及び②に定める賛助会員の「団体」とは、法人及び任意の団体等をいう。

（補則）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会の承認を受けて別に定めるものとする。

附則

この規程の変更は、令和6年9月1日より施行する。

(別表 1)

(入会金)

会員規程第7条に基づく入会金は、次のとおりとする。

(1) 正 会 員	500,000 円
(2) 都道府県ゴルフ競技団体会員	(免 除)
(3) 個 人 会 員	別表 2 による
(4) ジュニア会員	1,000 円
(5) 賛 助 会 員	別表 3 による

(年会費)

会員規程第8条に基づく年会費は、次のとおりとする。

新規入会正会員の年会費は、上半期(1~6月)入会は全額、下半期(7~12月)入会は半額とする。

(1) 正 会 員	36H 以上	400,000 円
	27H	340,000 円
	18H	260,000 円
	9H	140,000 円

ただし、冬期期間中連続して3ヶ月以上コースを閉鎖した会員は翌年の年会費を半額とする。

(2) 都道府県ゴルフ競技団体会員	(免 除)
(3) 個 人 会 員	別表 2 による
(4) ジュニア会員	2,000 円
(5) 賛 助 会 員	別表 3 による

(別表 2)

	個人会員の種別	種別の内容	申込手続き (資格等要件)	会費等
①	JGA プレミアム会員	ゴルフ年鑑、会報誌の配布など、この法人の定める種々のサービスを楽しむことができる会員をいう。	<p>所定の入会申込書に必要事項を記入して、下記の(イ)(ロ)(ハ)(ニ)何れかの推薦を得て、定款第40条に定める加盟団体を經由して申し込むものとする。</p> <p>(イ) 正会員 (ロ) 都道府県ゴルフ競技団体会員 (ハ) 正会員のメンバー1名 (ニ) この法人が認める団体</p>	<b>入会金</b>
				10,000 円 ただし、正会員のメンバー（左記(イ)の推薦を得た者）は免除
				<b>年会費</b>
				10,000 円
②	JGA グリーンクラブ会員	この法人の運営する J-sys に登録し、JGA グリーンクラブ会員として認められた会員をいう。	インターネット経由で、直接この法人に申し込むものとする（JGA クラブ会員は重複して登録できない。）。	<b>入会金</b>
				なし
				<b>年会費</b>
				2,400 円(税別)
③	JGA クラブ会員	この法人以外の査定倶楽部が運営する J-sys に登録し、JGA クラブ会員として認められた会員をいう。	JGA を除く査定倶楽部が運営する J-sys に登録することで申し込むものとする（JGA グリーンクラブ会員は重複して登録できない。）。	<b>入会金</b>
				J-sys 登録の査定倶楽部の規定による。
				<b>年会費</b>
				J-sys 登録の査定倶楽部の規定による。

(別表 3)

	賛助会員の種別	種別の内容	申込手続き (資格等要件)	会費等
①	賛助会員 A	この法人の趣旨に賛同してこの法人を賛助する団体又は個人をいう（なお、スロープレーティングの取得及び当該ゴルフ場の利用者のハンディキャップインデックスの取得はいずれもできない）。	所定の入会申込書に必要事項を記入して、この法人に申し込むものとする。	入会金
				50,000 円
				年会費
				一口 300,000 円
②	賛助会員 B	スロープレーティングの取得及び当該ゴルフ場の利用者のハンディキャップインデックスの取得を目的に入会したゴルフ場を運営又は所有する団体をいう。	<u>資格要件</u> 入会時点で有効な JGA コースレーティングを保持し、2013 年 12 月 31 日時点で正会員ではないゴルフ場を運営又は所有する団体であって、当該団体の賛助会員 B への入会を求める入会申込書が、定款第 40 条に定める加盟団体に 2014 年 12 月 31 日までに到達した団体とする。 <u>申込手続き</u> 所定の入会申込書に必要事項を記入して、定款第 40 条に定める加盟団体を經由して申し込むものとする。	入会金
				50,000 円
				年会費
				コースレーティング、スロープレーティングを有するホール数により下記の通りとする。 18H まで 400,000 円 36H まで 700,000 円 36H を超える場合、18H まで毎に 300,000 円を追加 ただし、冬期期間中連続して 3 ヶ月以上コースを閉鎖した会員は翌年の年会費を半額とする。 ※2 年目以降の年会費は、前年度年会費の有効期限（入会日から 1 年）翌日のホール数に基づく。

## 会員規程細則

平成 27 年 6 月 9 日制定

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下、「この法人」という）の会員規程第 15 条の規定に基づき、会員規程第 4 条第 6 項及び第 13 条(4)に定める会員としてふさわしいものと認められない個人又は団体に関し、以下のとおり定める。

(会員としてふさわしいものと認められない個人又は団体)

第2条 会員規程第 4 条第 6 項及び第 13 条(4)に定める会員としてふさわしいものと認められない個人又は団体には、以下に該当する場合が含まれるものとする。

- (6) 暴力団
- (7) 暴力団員
- (8) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- (9) 暴力団準構成員
- (10) 暴力団関係企業・団体
- (11) 総会屋等
- (12) 社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (13) その他、上記(1)ないし(7)に準ずる者
- (14) 暴力団員等(上記(1)ないし(8)のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)が経営を支配していると認められる関係を有する者
- (15) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (16) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (17) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (18) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (19) 入会時において、上記(1)ないし(13)に関し、虚偽の申告をしていたことが判明した場合
- (20) 当該個人又は団体が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いてこの法人の信用を毀損し、又はこの法人の業務を妨害する行為
- ⑤ その他上記①ないし④に準ずる行為

附則

この細則は、平成27年7月1日から施行する。